

介護保険法に基づく訪問看護事業所及び通所介護事業所の一部効力停止処分

1. 処分を行う事業所の概要

処分対象事業所 1

- ・事業所名 訪問看護ステーション かがやき
- ・サービス種別 訪問看護, 介護予防訪問看護
- ・所在地 兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11
- ・運営法人 株式会社東洋信号通信社
(代表取締役: 小島 信吾)
(所在地: 神奈川県横浜市中区山手町186番地)
- ・事業開始年月日 平成31年1月1日

処分対象事業所 2

- ・事業所名 デイサービス かがやき
- ・サービス種別 地域密着型通所介護, 介護予防通所サービス
- ・所在地 同上
- ・運営法人 同上
- ・事業開始年月日 平成31年1月1日

2. 処分の内容

一部効力停止（新規受入停止1ヶ月）

3. 処分年月日

令和元年7月22日（月曜）

4. 処分効力発生日

令和元年7月22日（月曜）

5. これまでの経緯

- ・平成31年3月28日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・平成31年4月～令和元年5月 不正事実の確認のための書類精査, 聞き取り等
- ・令和元年5月29日 行政手続法に基づく弁明の機会の付与

6. 処分を行う理由

(1) 訪問看護及び介護予防訪問看護

当該指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所指定申請時の添付書類である「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、一部看護職員の出勤予定

日を水増しし，人員基準を満たす虚偽の書類を作成・提出し，不正の手段により指定を受けた。

(2) 地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス

当該指定地域密着型通所介護事業所及び指定介護予防通所サービス事業所指定申請時の添付資料である「付表6-1 通所介護・地域密着型通所介護（療養通所介護）・介護予防通所サービス事業所の指定に係る記載事項」において，同法人内の別の部署にて勤務する者を管理者とし，人員基準を満たす虚偽の書類を作成・提出し，不正の手段により指定を受けた。

7. 根拠法令

(1) 訪問介護，介護予防訪問看護

介護保険法第77条第1項第9号（虚偽申請）

介護保険法第115条の9第1項第9号（虚偽申請）

(2) 地域密着型通所介護，介護予防通所サービス

介護保険法第78条の10第1項第11号（虚偽申請）

介護保険法第115条の45の9第1項第5号（虚偽申請）

8. 事業者に対する経済上の措置

介護報酬請求がないため，不正請求に該当しない。